

11-16

総学庶第1660号 昭和54年11月24日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

日本学術会議会長 伏見康治

(写送付先:文部大臣、厚生大臣、
日本解剖学会理事長)

献体登録に関する法制化の促進について(勧告)

標記について、日本学術会議第78回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

我が国の医学及び歯学(以下「医学」という。)に関する大学においては、学生の教育のために必要な解剖学実習用遺体を文部省の「学部設置基準要項」に基づき、その確保に努めてきた。

ところが、近年医科大学の新設及び社会状況の変遷に伴い、効果的な医学教育・研究のための正常(系統)解剖用遺体を前記の基準通りに確保することが困難になっている。

他方で、正常解剖用に遺体を提供する献体運動も地道に進められてはいるが、現状においては献体に関する何らの法的な保護措置もとられていないことが、献体運動を円滑に進める上での大きな問題点になっていると考えられる。

このような現状にかんがみ、医学に係る教育・研究体制の基盤を確保し、かつ献体登録者の権利保護等のために、献体登録に関する法制化等必要な措置を早急に講ずるよう勧告する。

(別紙)

説明

1. 現在、医学生の教育・研究のために必要とする正常解剖用遺体数(学生入学定員の半数以上)は、3,750体、また歯学生のために必要とする遺体数(学生入学定員1人当たり0.25体以上)は、710体の計4,460体である。これに対して、1977年度において正常解剖に供されるための遺体として確保されたのは2,317体で全体からみて50%程度の充足率でしかなかった。

このような正常解剖に供される遺体の不足が今後も継続するならば、人間の生命の保持及び健康の管理を担う医学領域において将来、教育・研究に携わる者の養成が困難となり、現状のまま推移するならば重大な社会問題となるおそれなしとしない。

一方、医学に係る教育・研究のための正常解剖用遺体の確保の円滑化のため、不老会又は白菊会等の諸団体による献体登録活動が国民運動として推進されてきている。

このように各個人の生前における自発的意志によって遺体を大学の教育・研究のために提供する予約登録が着実に広がりつつあることは、医学領域の学問研究の進歩発展のために極めて高く評価されるところである。しかし、それにもかかわらず1972年の統計によれば、篤志献体で確保された遺体は、422体余りで、前記の基準に照してみればなお不十分である。

2. 医学の教育・研究が国民の健康と福祉を守るために不可欠であることは論をまたないところであるが、遺体に対する我が国民の特殊感情を考慮するとき、遺体の取扱い方法及び正常解剖

等の在り方が、万人の認める妥当なものでなければならない。

ところで、アメリカ、カナダ、イギリス、西ドイツ等の先進諸国にあっては、医療系大学等に対する国民からの献体が慣習化し、更に献体登録を適切に行うための法律が制定されている。

こうした諸外国の医学教育・研究に対する国民の篤志の状況を考慮するとき、我が国における献体運動の一層の実績向上を図るために、まず医師自身が献体運動に積極的に参加する姿勢を作り上げるべきことはいうまでもないが、更には献体登録の法制化を軸として、遺体確保上の障害を克服し、献体解剖に内在する崇高な人道上の価値を一般国民に周知徹底せしめ、国民からの積極的な協力を得る必要がある。

現状においては、遺体の処分権限について法的な定めがなく、献体登録者の権利の保護と意思の確認、家族及び遺族の意思の尊重がおろそかにされる危険がある。したがって、献体運動を推進するためには、献体登録の法制化が是非とも必要である。

法制化にあたっては、遺体の処分権限、つまり本人の意思と家族の意思との優先順位、献体登録の手続、登録を受ける医科大学の長の義務範囲等を含め、あくまでも故人の生前の意思尊重と家族の同意を前提とした人権保障の立場が堅持されるべきである。

以上の理由により、政府及び関係機関におかれでは、献体登録を促進させるための法制化を早急に行われるとともに、必要ならば、現行の死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）等関係法令の一部改正についても考慮されるよう要望する。

11-17

総学庶第1667号 昭和54年11月24日

警察庁長官、北海道開発庁長官、
防衛庁長官、科学技術庁長官、
環境庁長官、国土庁長官、
大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、
農林水産大臣、通商産業大臣、
運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、
建設大臣、自治大臣

殿（各通）

日本学術会議会長 伏見康治

研究機関における地震による災害防止対策について（要望）

標記について、日本学術会議第78回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

我が国は世界でも有数の地震多発国であり、一たび大規模な地震が発生した場合、各研究機関において、地震の震動のために火災事故が発生し、また多くの精密測定機器が破損して、多大の被害が生じることが予想される。

政府におかれでは、大学及び国立研究機関における地震による各種の災害の実態、特に昨年発生した宮城県沖地震に見られた災害の実態について十分調査されるとともに、その調査結果を踏まえて、これらの研究施設の安全を確保し、災害を防止するための必要な措置を至急講ぜられる